

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

1 日時 平成28年8月26日（金）15:15～15:45

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

木内 基容子 八王子市都市戦略部長

立川 寛之 八王子市都市戦略部都市戦略課長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

(議事次第)

1 開会

2 議事 ヘルスケア産業特区

ダイバーシティ経営特区

3 閉会

○藤原審議官 続きまして、八王子市からの御提案でございます。

ヘルスケアの関係、それから外国人の関係の御提案ということで、医療法の付加的業務の範囲、それから、これは産業界、あるいは外国の留学生の話も含めてでしょうか、そのあたりの議論と聞いております。20分の予定ですので、7、8分でプレゼンテーションをいただきまして、その後、意見交換とさせていただきます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは早速、御提案の御説明をお願いいたします。

○木内部長 それでは、八王子市、私、都市戦略部長の木内と申します。今日は都市戦略課長の立川と説明に伺いました。

八王子市は東京都内唯一の中核市ということで、人口も56万人。交通の要衝で、鉄道、交通網も首都圏の拠点となっている中で、色々な地域資産がございますので、今回、提案したようなヘルスケア、あるいはダイバーシティ、そういうものを進めることによって地域資源を有効に生かしながら、首都圏の経済発展に寄与できるような展開ができるのではないかということで提案をさせていただいております。具体的な中身は、今、課長のほうから説明をさせます。

○立川課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

今回、国家戦略特区の提案をさせていただくに当たりまして、我々としては、やはり行政の中だけでものを考えるのではなくて、今回2件を提案させていただいておりますけれども、例えば、1件目であれば医師会、もしくはその構成メンバーである各病院に足を運んで、どんな課題があるかということを抽出した上で、それを解決すべく今回提案に至ったということでございます。

まず、1件目です。ヘルスケア産業特区について御説明させていただきます。医療法人は御案内のとおり、非営利性を前提とした中で、附帯業務としてさまざまな業務ができることとされております。そういう中で、医療の効果を高めるために、各病院で特徴的な取組を行っているところがございます。ただ、附帯業務は限定的なものとされていることから、そういうものが、どちらかと言うとボランタリーに行われているというのが現状であります。それで、今回この国家戦略特区の仕組みを使わせていただいて、一定程度そういう取組が継続的にできるようにしようと。

したがって、一定の対価を得ながら、そういう附帯業務を行えるようにしようというのが今回の提案の趣旨であります。

まず、本市のポテンシャルでありますけれども、八王子市はどちらかと言うとものづくりがかなり盛んなまちでありますし、先端技術産業、もしくは大手企業の研究所がかなり多く立地しているという土地柄であります。加えて、学園都市ということで、21の大学がありまして、学生と教員を合わせると、11万人が市内で活動していただいている。さらには、都市部でありながら農業もかなり盛んでありますし、都内の1割、これは農家の戸数、生産高、それと農地の面積、いずれも1割を担っておりますし、都内ナンバーワンの農業のエリアもあるということです。さらに言えば、鉄道網、それと高速道路網、今回圏央道が開通したこと、かなり利便性が高まっている。そのような土地柄であります。

そういう中で、本市のヘルスケア産業であります、RESAS（地域経済分析システム）を使って見てみると、本市の中で、医療・福祉産業の従業員数というものは、実は卸売業・小売業に続く第2位を占めております。市内の17%ということで、かなり高い雇用吸収力を持っている。加えて、特化係数も見ますと、付加価値額、従業員についても1.1を超えるような状態でありますし、八王子市はとりわけこういったヘルスケア産業が盛んな地域であるということが言えるかと思います。

今回のこの提案の目的でありますけれども、医療というもののいわゆる産業化を図って

いきたいと考えております。今回の提案は単に収益業務をやらせようということではなくて、附帯業務の範囲を拡大させる。それによって、医療を核とした医療関連産業のクラスターを作りたいというのが一番の狙いです。

具体的な提案内容ですが、これについてはパワーポイントの資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。概念図をもって御説明させていただきます。この医療機関、これを一つの総合生活産業と位置付けて、ここにあります四つの項目、これを附帯業務として行えるようにしたいというものです。

一つは、生活支援サービスということで、患者が例えば、退院されて地域に帰って行かれるという中で、彼らの社会復帰、もしくは社会参加というものを促進すべく、例えば、買い物のサポートであったり身の回りの支援であったり、そういうものを患者の診療情報を持っている医療機関だからこそ、きめの細かいサービスができるということで、こういった生活支援サービスを展開できるようにしようというのが1点。

2点目は、農場経営です。これはいくつか論文もございますけれども、例えば、うつ病の予防につながる、もしくはリハビリテーション効果があるというようなことも最近では言われ始めております。そういう農業経営を行えるようにしたいというのが一つ。

3点目としては、民間企業との共同研究・開発です。例えば、病院の中の情報システムもそうですが、それ以外にも医療機器について共同研究を行いたいという民間企業からのオファーがございます。ただ、現状ですと、病院はそれぞれ時間やマンパワーを割いたとしても、これはもうボランタリーに行うしかないという状況であります。こういったものを附帯業務の中で認めていただきたいというのが1点。

最後に4点目ですが、医療機関内にはさまざまなアメニティー施設があります。場合によっては温泉を持っているところもありますし、リハビリテーション室を持っているところもございます。こういったものを単に患者のみならず、地域の住民の皆様にも開放する。それによって、地域の皆様の健康の維持・増進につなげていこうというのが狙いであります。

これら4点の事業を附帯業務として位置付けていただきたいというのが我々の提案であります。

それによってもたらされる効果をお手元の資料の一番下にあります社会的インパクトというところにまとめさせていただいております。今回こういったものを挙げております。

この4点は無作為に出していることではなく、それぞれが相乗効果と言いますか、関連性を持っているものということで、我々は無秩序に業務の幅を拡大させようということではなくて、やはり医療というものがまず基軸にありますので、医療と関係性の深い、もしくは医療の効果をより高めることにつながる、そういうものを附帯業務として認めていただきたいというのが我々の最大の狙いになっています。ヘルスケア産業特区については以上でございます。

もう1件についても続けて御説明させていただきたいと思います。

二つ目のパワーポイントの資料、ダイバーシティ経営特区について御説明させていただきます。まず、こちらの提案の背景であります。これについても市内の中小企業を相当数回った中で、こういった状況があるということなのですが、まず一つは、中小企業、これは我が国全体で見ても、売上高に対する輸出額の比率が極めて低い。大企業に比べると4分の1です。この低い3.0というパーセンテージでずっと推移してきているのが中小企業白書の中でも見て取れます。加えて、DIなどを見ましても、中小企業はかなり人材不足を実感しているという状況が景況調査からも見えている。

2点目としては、これは本市の市内の事業者における取組ですが、平成26年のダイバーシティ経営企業100選の中に選ばれた企業が実は本市にございます。そこではかなり効果的に、高度な外国人人材を活用して、自ら海外の市場を開拓していくといった取組が行われております。これに追従して、市内の企業が同様の取組を行おうというような動きが出始めているのですが、これから申し上げます入国審査等に係る障がいと言いますか、ハードルが極めて高くて、なかなか広がりが今は部分的なものにとどまっているという現状があります。

本市のポテンシャルは先ほどの御提案で申し上げたとおりですので割愛させていただきます。

今回の提案の目的でありますけれども、海外の大学におられる学生で、やはり日本の先端技術を学びたいということで、日本の企業に就職したいという意向を持っている方がかなりおられます。こういった方々、海外の大学生をインターンシップとして円滑に受け入れられるようにし、それによって中小企業のイノベーションを創出していこうというのが狙いになっています。

提案の内容でございます。大きくは二つあります。

一つは、入国審査手続があまりに煩雑、かつ時間がかかる。さらには、その結果、オーケーであるか、またはダメであるか、そのあたりの審査基準があまりに不明確であるということが現場では言われております。そういった中で、インターンシップで受け入れる学生については優先的に処理をしていただきたいということが一つと、あとは審査基準をより明確化していただきたい。これによって、こういった取組が中小企業の間で水平展開できるのではないかというのが1点目です。

2点目は、人材マッチングの課題ということで、現状の枠組みの中でインターンシップを受け入れるときに、1企業1学生、つまり、例えば、学生にとってみれば2カ月間、せっかくインターンシップに来ているのに、自分に合った業種を探したいと思っても一つの会社にしか入れないわけです。企業側から見ても、自社にとって必要な人材を見極めたいにもかかわらず、その2カ月間の間は1人の学生しか受け入れられない。そういった、お互いにとって不幸な状況があるということで、ここの部分をもう少し緩和できないか。つまり、学生にとってみればインターンシップ期間の間に複数の企業にインターンシップとして受け入れてもらえるような仕組みにできないだろうかというのが2点目の提案になり

ます。

次ページを御覧いただきたいと思います。

ただ、やはり外国人の受入れとなりますと、さまざまなリスクがあるのは我々も承知しているところです。そういったところで、単純にこれを水平展開するというのではなくて、まず、企業側に一定の要件をはめた上で、こういった規制緩和を求めたいというのが我々の提案です。

ここに5点並べてございますけれども、例えば1点目であれば、海外の大学とのMOUを締結する、こういった締結ができる企業については認めていく。

2点目以降も単に安価な労働力ではないということで、一般の新規採用職員と同等の扱いができること。

3点目は、やはり今後、学生を受け入れることによって、どういう展開を図りたいのか。やはり、企業側にとって、きちんとしたビジョンを掲げられていること。

4点目は、学生の専攻分野に係る先進的技術・サービスを有していること。

最後になりますが、ここにありますような秘密保持に係る必要な体制を整えていること。この5点を満たした企業において、これらの規制緩和を適用していただきたいということです。

提案実現後の効果として、ここに3点示されていますが、一番はやはり中小企業にとって、今までのように国内で限られた市場の中で戦うのではなく、世界に門戸が広がっていくことと、高度な人材を受け入れることによって、中小企業内部におけるイノベーションが図られるということが一番の効果になろうかと考えております。

雑駁ではありますが、説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

今のダイバーシティのほうはある程度分かったのですが、ヘルスケアのほうは、基本的にどんな法令や規制が障がいになっているとお考えですか。

○立川課長 まず、現状ですと、医療法第42条に付加的業務というものがありまして、ここに限定例挙されている。この中に、こういった医療をより効果的にならしめる事業が掲げられていないことから、現状、こういう取組をやっている医療機関においても、全てこれはボランタリーにやっているというのが現状であります。

ただ、一方、収益業務という形でやろうとした場合、社会医療法人になるという方法があるのはもちろん承知しておりますが、これはかなり要件としてハードルが高い。そういった中で、いわゆる収益業務を拡大しようということではなくて、むしろ医療と密接に関わりがあるのだということを認めていただきたい、附帯業務の中にこの4点の事業を位置付けていただきたいというのが私たちの主張であります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、阿曽沼先生、いかがですか。

○阿曽沼委員 今でもケアミックス型でグループで社会福祉法人や医療法人を設立して、

なおかつ医療サービス法人を作つて総合的に事業をやつてゐる民間医療法人は全国にいっぱいありますね。これは地域の住民や患者のライフステージに合わせて急性期から在宅まで含めてシームレスにサポートしようという試みですね。従来のそのやり方ではダメで、医療法人のみが自由に自分のコアな医療事業を中心として、全ての関連事業を一括してやりたいということなのだと思いますが、どんな利点が想定できて、どういう効果があるのかを是非具体的に教えていただきたいと思います。重要な視点であると思いますので。

○立川課長 おっしゃるとおりで、例えば、医療法人でありながら社会福祉法人の顔を持っていたり、場合によっては株式会社という顔を持っているような事業者がおられることも事実であります。

ただ、我々として、ここの医療法人に拘りたい理由というのはやはり、核となるのは診療情報を持つてゐるということだと思います。これからマイナンバーの中に今はまだ診療情報を載せるというムードにはなつておりますけれども、やはり、診療情報を持つてゐることはこういったトータルライフサポートを展開する上で、今までの病歴も含めて個々人の状況を医療機関がまず持つてゐるのが最大の強みでありますし、それを基軸として、個々の患者、もしくは退院された方も含めてですが、オーダーメード型のサービスを提供できるだらうと。その方の状況によって、例えば、家事支援もそうですが、必要なサービスが提供できるという強みを持つてゐるのが、まさに医療機関であると考えておりますし、そういう意味では、やはり医療法人そのものにこういった事業ができるようになりますが、拘りたいところであります。

○阿曾沼委員 面白い提案だと思うのですが、現実的に考えたときに、少なくとも診療情報は医療機関にだけ帰属するのではなく、患者個人にも帰属できるものですね。個人が自分の責任において、自分の意思において色々なサービス事業者に個人情報を提供していく、それによって複合的なサービスを高質に受けられるという方向に入つてゐると思います。なおかつ、個々のサービスは、特化型セクターのほうがサービスレベルやクオリティが高いとも言われてゐるので、全てを網羅的にサービスを提供することはとても大変なのではないかという気もします。そうすると、その事業範囲とか、サービス範囲はある程度限定的になつていくのではないかという気もしますが、その辺はいかがですか。

○立川課長 おっしゃるとおりで、のべつ幕なしに手を伸ばしていって、例えば、この生活支援であれば介護事業者を始めとして日常生活支援事業の中で行われるべきものもかなりあると思います。そのところをどこで線引きするのかというのは、程度の問題もあるかと思いますが、我々が考えているのは、例えば、この農場経営にしても、医療機関ができるようにするのはまず基本にあるのですが、ただ、そこにはそれぞれ農業者なり、さまざまな事業者とのコラボレーションによって展開するということも想定しています。この民間企業との共同研究がまさにそうだだと思います。特に生活支援サービスを例にとって言うならば、その医療機関の専門性ですね。やはり、医療行為ができているということが必ずありますので、その専門性が生かされる範囲というのが一つの射程距離かなと思ってい

まして、それを越える部分、逆に言うと、一般の事業者でもできることはいわゆる補完性の原理ではないですけれども、そこは一般的な事業者に任せるとどうなさらうかと考えています。

○阿曾沼委員 それから、もう一点、医療技術の研究開発という面ですが、企業が考えるとすれば出口が非常に重要になります。出口というのは知財と商品化ということですね。医療法人の資質が本当に企業にとって役立つのであれば、企業は当然そこへ投資しますし、研究費も出しますよね。当然医療機関側では寄附なり研究費として計上でき、人件費も賄えるわけです。今回の御提案では、企業が研究費を出さないのでやってほしいというのか、何かユースケースがよく分からないです。

○立川課長 いわゆる大手企業であれば、確かにそういったケースもあるかと思います。ただ、なかなか今のこの状況でありますと、もちろん大手単体でこなせるものもあれば、逆に言うと、大手企業と中小企業がコラボレーションして、そういった一つのサービスなり製品なりを開発するというケースもありますし、一方で、また中小企業同士が組んで開発するというケースもあります。八王子市の場合は、割と先端技術産業というか中小企業が1,700社立地しているという環境もありますし、そういった中には、情報産業やら製造業やら揃っているわけですが、そういった中小企業が、例えばコンソーシアムを組んで、ある一つの製品なりサービスを開発したいというときには、なかなかやはり企業体力的に、それを全部自分たちの資本で賄っていくというのはかなり厳しい状況もあります。

○阿曾沼委員 それは医療法人がお金を出すということですか。基本的には、資金調達しないと開発もできなくて、企業も当然開発できないですね。医療法人でやろうとすると、医療法人の資金調達は元々困難ですよね。ということは、企業も医療機関もWIN・WINになるというのがあまり想定できないのですが。

○立川課長 全額医療法人が持つということは、まず現実的にはないのですが、少なからずそこに実験場と言いますか、開發現場としてフィールドを提供する、場合によってはマンパワーを提供する、場合によっては施設の一部を使うということになっていった場合に、少なからず医療機関にとっての負担というものはあるわけなので、そういったところを一定の、例えば、企業との共同研究であれば、企業から拠出をしていただいて、こういった研究開発ができるようにするという方向性が必要であろうと考えているところです。

○阿曾沼委員 なるほど。

○木内部長 先ほどの一つ前の御質問ですけれども、我々のほうは全部の医療法人にこういうふうにしていくということを考えているわけではなくて、やはり地域の中で多様なサービス提供ができるような主体を増やしていく。そうすると、市民も選択ができますし。

また、八王子市の場合には、介護事業者も、それから医師会も、歯科医師会も、色々なそういう関係者、商工会議所も含めまして、非常に連携して良好な関係性を築いています。それから、大学コンソーシアムと言いますか、市内に大学もたくさんあります。そういう中で医療法人につきましても、なかなか私自身、介護保険課長をやっていたことがある

のですけれども、急に入院をして退院をする、そのときになかなか生活支援がしていけない、そのところのつなぎというのが非常に難しいのです。

ですから、今回提案したような生活支援サービス、そういうものが円滑に行く医療法人が市内にいくつかあることによって、地域包括ケアシステムの全体をうまく回していくための一つの選択肢が増えるというところは、市民生活の中では非常に有効だと思っています。

○阿曾沼委員 具体的に何かユースケースが示されると、もう少し良く理解できると思います。今でもソーシャルワーカーとかがキーマンとなって、地域内で患者のステージに沿った他の医療機関と組んで、患者を地域内でトータルに支援して行こうという試みが多くなされています。八王子市には、東海大学や東京医大などの大学もあれば、国際的な民間医療法人もあって、頑張っていらっしゃるということが知られています。その環境の中で、事業主体が分からないので、何となく全体像が見えないなというところがあるのです。

提案としては、医療法人が収益事業をどんどんやっていくということは非常に重要なのですが、究極的には企業が医療法人をやってしまえばいいではないかという議論にもなってくると思いますし、非営利型ホールディングカンパニー方式でやれないのか等色々な問題、課題を抱えているなとは思います。

○八田座長 この四つの中でプライオリティーを置くとしたら、やはり生活支援サービスが一番だということですか。

○立川課長 いえ、あえてプライオリティーをということであれば、今のところは農業経営と民間企業との共同研究開発です。これについては実際に具体的な取組が、ボランタリーではありますが、かなり進んでいるところです。

○阿曾沼委員 共同研究開発がなぜボランタリーになるのですか。中小企業も金を出せないし病院にも金がないということですか。

○立川課長 いわゆる民間企業の共同研究となりますと、それが最終的には企業にとっての利益につながるというところで、ここはかなり法的にすれすれだというような認識を実は医療機関はお持ちなのです。というのは、共同研究開発に対して、いわば医療機関として荷担をしているということになりますて、それがひいては営利事業であるということにつながるのです。

○阿曾沼委員 そんなことを言う人がいるのですか。

○立川課長 医療機関としては結構、そのところをもっと表立って、お互いにそれなりに投資をし合ってできるようにしていきたいというのがやはりあると思っております。これは実際に現場から出てきている声であります。

○八田座長 それから、今ダイバーシティについては何も質問がなかったのですが、これはどうですか。

○原委員 日本の大学の人であれば、留学生の資格ができるけれども、外国から来るときにはダメだということですね。

○立川課長 そうです。

○原委員 ワーキングホリデーだと限界があるのですか。

○立川課長 限界があります。

○八田座長 昔、ハーバードにいたときに、夏休みに学生ががんがん「私はオーストラリアへ行く」とか「シンガポールへ行く」とかと言って、インターンで働きに出るのです。ハーバードの学生だから、向こうもみんな取りたいわけですよね。すごくいい会社に入るのですけれども、ビザで問題があるというのは聞いたこともなくて、非常に自由に、ぽんぽんできる印象でした。今、外国のいい大学から日本に来るのを斡旋するような会社というのではありませんか。ハーバードの彼らは、会社かノン・プロフィット・オーガニゼーションか何かそういうところから情報を得てやっていたのではないかという気がしましたけれどもね。

そういう組織立ってインターンをお世話するようなところというのは、今、特ないですか。

○立川課長 現状そういったものもなく、ほぼ個々の企業の努力によって行われている状況です。

この件の一番の問題は、法律を読んでいっても、そのところの要件が明確に書かれていません。例えば、一対一でなければならないというのが。そのところが非常に問題かなというところで、運用だろうとは思うのですが、やはり、それは両方とも企業にとっても学生にとっても不幸な状況にありますので、ここを何とか打開していきたいと思っています。

○八田座長 ここでは一番の障がいはどの法律ですか。

○立川課長 入国管理法になります。

○八田座長 入国管理法で。

○立川課長 具体的に申し上げますと、入国管理法の中で特定活動、いわゆる入国資格ですね。その特定活動というものが、かなり事細かに決められているのですけれども、インターンシップであれば、公私の機関との間の契約に基づいて受入れ機関から報酬を受けて、受入れ機関の業務に従事する活動だと。期間で言えば、1年を超える、かつ大学の修業期間の2分の1を超えない期間で行うとあるのです。つまり、この書きぶりだけなのです。

それでいながら、なかなかそれが認められないといいますか、今は使い勝手の悪い仕組みになっているという状況です。

○八田座長 一番の問題はどこなのですか。

○立川課長 一番の問題は、まず、各企業において、そういった学生を受け入れたいといった場合に、その学生の入国審査が、ある学生は1カ月で済むと思ったら、ある学生さんは2カ月かかる。それだけ期間がかかった結果、受け入れられるか受け入れられないかが決まってしまうことがある。

では、それがなぜだったのかという審査基準が不明確なのです。つまり、どうやったら

それが通るのかというのは、企業側にとっても大学生側にとっても、不明確であるがゆえに対策の打ちようがないというのが一つです。

もう一つは、やはり先ほど申し上げました、一対一の関係であるということ。例えば、2カ月という長期間、仮に日本に来たときに、少なからず自分にとって適性を見極めたいというところで、我々もそうだと思うのですが、必ずしも大学の専門を生かした会社に入るかどうかというのは分からぬわけです。自分がやりたい仕事は何なのかというのは、やはり見つけたいはずだと思います。それがその限られた期間の中で許されないところです。

○八田座長 そちらのほうがハードルが高いですね。最初のほうの情報をきちんと公開しなさいというのは、すんなり行きそうですよね。普通、例えば、アメリカの大学から外国へ行ってインターンをやって、合わなかつたら帰ると思いますよ。そこでまたもう一回探すというようなことはあまりないと思いますね。その代わり入れるのはさっさとやってくれないと困るわけで、そこの情報公開をきちんとしようということですね。分かりました。

他にございませんか。

○阿曾沼委員 こだわるようですが、共同開発をするときには医療機関が企業と組んで共同研究契約をきちんと結んで、それについて知財の帰属もきちんと取り決めて、しっかりした研究体制を執れば、別にそれは拒否されるものではないと思います。

ですから、そこは本当に企業と医療機関なり大学との契約のあり方という問題だと思います。それによって、競争的資金を取得するとか、補助金を獲得するとか、例えば、医療機器もそうですが、むしろ医療機関と組んだほうがいいということもあります。

ですから、そのあたり、おやりになりたいところで何が問題なのかというのをお聞かせいただければと思います。

○立川課長 分かりました。それについてはまたリサーチを深めたいと思います。

○木内部長 今ダイバーシティのほうも、八王子市は最初に地域資源が色々あってと言いましたけれども、企業の場合だと、中小企業が非常にたくさんある。

また、外国からの受入れも、どちらかと言うと、アジアなどそういうところからの受入れということを想定しているというのが一つです。

それから、ヘルスケアのほうにつきましても、八王子市の場合はIT系などでも中小あるいは新興の企業もたくさんあります。

それと、農場経営のことも出ましたけれども、農地が空洞化している中でどういうやり方ができるか、そういうところにつなげていくための一つの試金石になっていくのかなと。これが直接つながるということではないですけれども、市内でこういうものが展開されるところが一つの起爆剤になって、色々な形で展開ができる、そういうベースになる力を持った事業者が市内にもおりますので、そういうものを進めていきたいという考え方でやっています。

○八田座長 何となく、放っておくと衰退する農業と中小企業に援助したいと、そういう感じなのですかね。

○木内部長 はい。

○八田座長 はい、分かりました。

どうもありがとうございました。